

令和8年村上市教育委員会1月定例会会議録

○ 日 時

令和8年1月29日(木)午後3時45分 開会

○ 場 所

生涯学習推進センター2階 大・中会議室

○ 出席委員

遠 藤 友 春 教育長
横 山 吉 夫 委員(教育長職務代理者)
大 滝 豊 委員
板 垣 英 樹 委員

○ 欠席委員

小 川 涼 子 委員

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	小 川 智 也
学校教育課 管理主事	木 村 博
〃 指導主事	只 木 雅 実
〃 指導主事	高 橋 真 徳
〃 課長補佐	百 武 靖 之
〃 教育総務室長	鈴 木 祐 輔
〃 未来の学校創造室長	中 山 晴 剛
生涯学習課長	平 山 祐 子
生涯学習課 社会教育推進室長	片 岡 昌 幸
〃 スポーツ推進室長	佐 藤 克 也
〃 スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	太 田 尚 美
村上教育事務所長	鈴 木 祐 輔
荒川教育事務所長	中 村 繭 子
神林教育事務所長	田 村 富 夫
朝日教育事務所長	本 間 憲 一
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

なし

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長 鈴木 祐 輔

○ 会議に付した議件等

- ・ 会議録署名委員の指名について
- ・ 12月定例会会議録の確認について
- ・ 報第10号 一般報告事項について
- ・ 議第33号 村上市教育委員会が所管する公共施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第34号 村上市三の丸記念館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第35号 村上市重要文化財若林家住宅等管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第36号 村上市指定文化財武家住宅条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第37号 村上市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第38号 村上歴史文化館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第39号 縄文の里・朝日管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第40号 村上市スケートボード施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第41号 長津研修センター条例施行規則を廃止する規則制定について
- ・ 議第42号 村上市スポーツ施設整備計画策定会議設置要綱の一部を改正する要綱制定について
- ・ 議第43号 専決処分の承認を求めることについて
(追加議案)
- ・ 議第44号 村上市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第45号 村上市総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第46号 村上市さんぽく会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第47号 村上市教育情報センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第48号 村上市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規

則制定について

遠藤教育長

午後 3 時 45 分開会宣言

遠藤教育長

ただいまより、令和 7 年度 1 月定例教育委員会を開会します。はじめに私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

今ほどは、総合教育会議において、活発にご意見を交わしていただきありがとうございます。引き続き、定例会よろしく願います。

私のほうからは、村上市ジュニア防災リーダー養成事業についてお話をさせていただきます。この事業は、市内の中学生を対象に講座を開催し、防災に関する知識を習得し、防災の受け手から担い手へと活躍できるジュニア防災リーダーを養成することを目的に実施されます。今年度は、村上市、村上市防災士会、(公社)中越防災安全推進機構、村上東中学校、神林中学校が連携し、昨年の 8 月 23 日に開催いただいた講座に、神林中学校 3 年生 2 人と村上東中学校 1 年生 2 人が挑戦してくれました。この気概のある 4 人の生徒が見事、村上市ジュニア防災リーダーに認定されたのです。

認定された 4 人は、村上市や村上市防災士会の協力のもと、村上地区区長会研修会、神林地域区長会臨時総会、小岩内集落での研修会、村上市防災士会役員や防災リーダーを対象とした研修会で、地域の大人に自分たちが学んだ防災に関する事項をプレゼンテーションする講師としてデビューしたのです。村上市防災士会会長の内山さんによれば、大変堂々とした態度で立派な発表をしてくれたと感心されておりました。4 人のジュニア防災リーダーにとって、努力したことが報われ、地域防災に貢献できたのと大きな自信になったのではないかと思います。今後は、3 月に神納小学校や平林小学校の児童、村上岩船ロータリークラブの皆様を対象とした 3 回の「防災出前講座」で講師を務めてくれるそうです。

このように、地域の防災を担う若者を育成できることは、少子高齢化の中、本市にとって大きな意義がありますので、他の学校の生徒たちにも参加・挑戦してもらえるよう働きかけて参ります。内山さんによると、この村上市の取組には、県の防災関係者も関心を示し、「村上モデル」として他市町村にも広げていきたいとお話されていたようです。本日はよろしく願います。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長 会議録署名委員は、大滝委員と板垣委員をお願いします。

・12月定例会会議録の確認について

遠藤教育長 12月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 12月定例会会議録について何かございますか。

遠藤教育長 12月定例会会議録は確認されました。

・報第10号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第10号について上程します。

最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。

12月11日、スポーツクラブ活動合同事業（地域展開）について参加しました。12日、薩摩川内市教育委員会視察、参加しました。15日、市校長会議、17日、保内小学校統合検討会。19日、市議会第4回定例会最終日。20日、村上祭の屋台行事ユネスコ無形文化遺産登録記念祝賀会、開催されました。23日、定例教育委員会。1月1日、第71回元旦マラソン大会、開催されました。6日、庁議。7日、市校長会議、開催されました。以上、報告させていただきました。

遠藤教育長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室主幹 スケートパークの一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長 文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長 それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは報第 10 号の一般報告事項は了承されました。

・議第 33 号 村上市教育委員会が所管する公共施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第 33 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 議第 33 号は、村上市教育委員会が所管する公共施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正の内容は、予約システムを利用する際に使用する登録番号の有効期限を設けないこととし、利用者登録をした日から、1 年を経過した日以後最初に到来する 3 月 31 日までとしていたものを削除するものです。これは当初、公民館から予約システムが導入されたことから、社会教育関係団体の利用を想定し、社会教育関係団体の更新時期と登録番号の有効期限を合わせることで、事務の効率化を図ることとしていましたが、現時点では予約システムは公民館だけではなく、体育施設も可能となっており、当初想定した環境とは変化しております。今後市長部局の施設も予約システムを導入する予定であり、更新管理作業を複数課で行うことで業務が複雑化することが懸念されること、また予約システムを導入した令和 5 年度からの検証結果を踏まえ、更新申請部分を

削除するものであります。以上、お願いします。

遠藤教育長 はい。ありがとうございました。何かご意見ありますでしょうか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第 33 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。議第 33 号は承認されました。

- ・議第 34 号 村上市三の丸記念館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第 35 号 村上市重要文化財若林家住宅等管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第 36 号 村上市指定文化財武家住宅条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第 37 号 村上市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第 38 号 村上歴史文化館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第 39 号 縄文の里・朝日管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第 40 号 スケートボード施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第 34 号から議第 40 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 16 ページになります。

議第 34 号から議第 40 号までにつきましては、いずれも公共施設の使用料、減免基準の見直しに関連する議案となります。先月 12 月の教育委員会定例会において、次回の教育委員会でご提案させていただくこととしておりました郷土資料館等の歴史資料を扱う観光施設について本日提案させて頂くものです。議第 34 号から説明いたします。議第 34 号は、村上市三の丸記念館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正の内容は、減免基準の見直し基本方針に基づいて使用料の減免事由及び減免割合の表記を改めるものです。なお、経過措置として、施行日の令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間は、5 割減免を 6 割減免とするものでございます。

続きまして、19 ページをお開き下さい。議第 35 号は、村上市重要文化財若林家住宅等管理条例施行規則の一部を改正する規則制定につい

てであります。こちらと同じく改正内容は、減免基準の見直し基本方針に基づいて入館料の減免事由及び減免割合の表記を改めるものです。なお、経過措置として、施行日の令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間は、5割減免を6割減免とするものでございます。

続きまして、22ページをお開き下さい。議第36号、村上市指定文化財武家住宅条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は、減免基準の見直しの基本方針に基づいて、使用料の減免事由及び減免割合の表記を改めるものです。なお、経過措置として、施行日の令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間は、5割減免を6割減免とするものでございます。

続きまして、25ページをお開き下さい。議第37号、村上市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は減免基準の見直し基本方針に基づいて観覧料の減免事由及び減免割合の表記を改めるものです。なお、経過措置として、施行日の令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間は、5割減免を6割減免とするものでございます。

続きまして、28ページをお開き下さい。議第38号、村上歴史文化館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は減免基準の見直し基本方針に基づいて入館料の減免事由及び減免割合の表記を改めるものです。なお、経過措置として、施行日の令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間は、5割減免を6割減免とするものでございます。

続きまして、31ページをお開き下さい。議第39号、縄文の里・朝日管理運営規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は減免基準の見直し基本方針に基づいて入館料等の減免事由及び減免割合の表記を改めるものです。なお、経過措置として、施行日の令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間は、5割減免を6割減免とするものでございます。

続きまして、34ページをお開き下さい。議第40号、村上市スケートボード施設条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は減免後の使用料の端数計算について、他施設の使用料と同様に円未満切捨てとすることから、現行の10円未満を切捨てとする第9条を削除するものでございます。以上、お願いします。

遠藤教育長

何かご意見ありますでしょうか。

(意見無し)

遠藤教育長

それでは、議第 34 号から議第 40 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 34 号から議第 40 号は承認されました。

・議第 41 号 長津研修センター条例施行規則を廃止する規則制定について

遠藤教育長

次に、議第 41 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長

37 ページをお開きください。議第 41 号、長津研修センター条例施行規則を廃止する規則制定についてであります。長津研修センターにつきましては、これまで PR に努めてまいりましたが、利用者の増加には至らなかったことから、村上市公共施設マネジメントプログラムに基づき、現状分析を行い、その結果を踏まえ今後の施設の必要性、在り方を検討してまいりました。その結果、少子化、市民ニーズの変化から、今後も利用者の増加は見込めないこと、また近隣には代替施設となる同様の施設もあることから、長津研修センターは廃止する方向とし、これまでに利用のあった団体や関係者、周辺区長へ説明を行いました。団体、関係者、区長からは反対するご意見はなく、令和 8 年 3 月 31 日をもって長津研修センターを廃止することとし、令和 7 年第 4 回定例会にて条例の廃止の議決をいただきました。このことから、この度、施行規則を廃止するものです。以上、お願いします。

遠藤教育長

何かご意見ありますでしょうか。

(意見無し)

遠藤教育長

それでは、議第 41 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 41 号は承認されました。

・議第 42 号 村上市スポーツ施設整備計画策定会議設置要綱の一部を改正する要綱制定について

遠藤教育長 次に、議第 42 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 39 ページをお開きください。

議第 42 号、村上市スポーツ施設整備計画策定会議設置要綱の一部を改正する要綱制定についてであります。第 2 期村上市スポーツ施設整備計画が令和 8 年度末で 5 か年の計画期間が終了することから、来年度第 3 期計画を策定するにあたり、策定委員の選出区分を見直すほか、現状にあわせた所要の改正を行うものであります。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。

横山委員 41 ページの新旧の表ですが、旧の方の「村上市スポーツ振興基本計画」が左の、「村上市教育基本計画」に変更となっているが、スポーツ振興基本計画は作らないという理解でよろしいでしょうか。

スポーツ推進室長 現在の村上市教育基本計画を作る過程の際に、それまでのスポーツ振興基本計画を包含する形で今の教育基本計画が出来ておりますので、今後その方向でいくという考えでございます。

横山委員 分かりました。この計画は復活しないということですね。

スポーツ推進室長 現時点では、そのように考えております。

横山委員 分かりました。

遠藤教育長 それでは、議第 42 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 42 号は承認されました。

・議第 43 号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長 次に、議第 43 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 43 ページをご覧ください。議第 43 号は、村上市学校運営協議会委員の任命に係る専決についてご承認を求めるものであります。学校運営

協議会の委員につきましては、昨年4月の定例教育委員会で、ご承認をいただいておりますが、この度、瀬波小学校において年度途中ではありますが新たに加わっていただくということで、校長からの推薦により任命したものであります。別記にあります、加藤委員につきましては、現在瀬波小学校の地域コーディネーターとして活動されており、せなみボンドというグループで地域学校協働活動をされております。学校運営協議会にも参画をしていただいて、一体的に推進していきたいというものであります。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かお気付きの点はございませんか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第43号について承認されます方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。議第43号は承認されました。

- ・議第44号 村上市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第45号 村上市総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第46号 村上市さんぽく会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第47号 村上市教育情報センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第48号 村上市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第44号から議第48号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長 議第44号から議第48号まで本日追加提案させていただくことをお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

議第44号から議第48号までの議案の提案理由につきまして一括して説明させていただきます。ご提案しております議案は、公共施設の使用料、減免基準の見直しに関連して更なる経過措置を設けるものでございます。今回の使用料等の見直しでは、1㎡1時間あたりの原価

を元に使用料を算出していることから、面積の大きなホール等は使用料が高くなります。この使用料算定については、定期的に施設をご利用いただいている社会教育関係団体、社会体育団体の皆様より使用料が高くなることで活動に支障が出る可能性があることから減免率を上げて欲しいとのご意見を多くいただいております、12月に開催されました市議会定例会において、同様の主旨の請願が提出され、採択されたところでもあります。前回ご議決いただいた規則の減免率は5割となる利用者の激変緩和措置として、令和10年3月31日まで6割減免とすることとしていましたが、これからご審議いただく5議案は面積の大きいホール等の負担を抑えるため、令和8年7月1日から令和10年3月31日まで減免率を7割とするものでございます。なお、令和10年4月1日からの減免率は6割減免とすることにしております。

それでは1ページをお開きください。議第44号から説明をさせていただきます。議第44号、村上市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正の内容は、荒川地区公民館、神林地区公民館の多目的ホール、山北地区公民館の集会室の減免率について6割とし、令和8年7月1日から令和10年3月31日までは経過措置として、減免率7割とするものでございます。

続きまして、4ページをお開き下さい。議第45号、村上市総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は、大ホールの減免率について6割とし、令和8年7月1日から令和10年3月31日までは経過措置として、減免率を7割とするものでございます。

7ページをお開き下さい。議第46号、村上市さんぽく会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は、集会室の減免率について6割とし、令和8年7月1日から令和10年3月31日までは経過措置として、減免率を7割とするものでございます。

10ページをお開きください。議第47号、村上市教育情報センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は、視聴覚ホールの減免率について6割とし、令和8年7月1日から令和10年3月31日までは経過措置として、減免率を7割とするものでございます。

13ページをお開きください。議第48号、村上市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は、村上体育館、荒川総合体育館、神林総合体育館、朝

日総合体育館、山北総合体育館のアリーナの減免率について6割とし、令和8年7月1日から令和10年3月31日までは経過措置として、減免率を7割とするものでございます。以上、お願いします。

遠藤教育長 面積の広い施設については、他の施設は5割なのを6割にする。当面の間、6割だったものを7割にするという改正案です。ご理解いただけましたでしょうか。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第44号から議第48号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)
ありがとうございました。議第44号から議第48号は承認されました。

遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。

遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。

学校教育課長 2月の定例会ですが、2月20日金曜日 午前9時30分から村上市総合文化会館 1階 小ホールにて開催したいと思います。

遠藤教育長 各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長 以上をもちまして、令和8年村上市教育委員会1月定例会を終了します。

午後4時21分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長

会議録署名委員

会議録署名委員
